

恵庭市住生活基本計画検討懇談会 開催要領

(趣 旨)

第1条 恵庭市住生活基本計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）は、この要領に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 「恵庭市住生活基本計画」の策定に関すること。
- (2) その他恵庭市の住宅施策に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 懇談会の構成員は、10名程度とする。

- 2 構成員は、学識経験者、関係機関又は団体からなる有識者から市長が指名する。
- 3 特別の事項を検討するため必要があるときは、懇談会に臨時構成員を置くことができる。

(構成員)

第4条 構成員の任期は、本要綱の適用された日から、所掌する事務が完了するまでの間とする。

(会 議)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、座長のあらかじめ指定する構成員がその職務を行う。
- 5 懇談会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶 務)

第6条 本要綱に関する庶務は、企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課で処理する。

(補 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、令和4年7月7日から実施する。

恵庭市住生活基本計画策定 検討懇談会

1) 学識経験のある者

No	氏名	所属等	備考
1	岡本 浩一	北海学園大学 工学部 建築学科 教授	
2	伊藤 新一郎	北星学園大学 社会福祉学部 福祉計画学科 教授	

(2) 関係機関又は団体

No	氏名	所属等	備考
3	恵み野南町内会 会長 竹内 章	恵庭市町内会連合会	団体より推薦
4	(株)キクザワ 代表取締役 菊澤 里志	恵庭市商工会議所 建設部会	団体より推薦
5	オフィス上森(株) 代表取締役 上森 ゆう子	(公社)北海道宅地建築物取引業協会札幌東支部	団体より推薦
6	(株)都市総合鑑定 代表取締役 川尻 雅裕	(公社)北海道不動産鑑定士協会	団体より推薦
7	社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会 事業推進課 課長 長政 亨	社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会	団体より推薦
8	アークス デザイン 代表 鈴木 利治	北海道建築士会 恵庭支部	団体より推薦
9	北洋銀行 恵庭中央支店 支店長 田中 悟史	恵庭市金融協会	団体より推薦
10	一般財団法人 北海道建築指導センター 企画総務部長 兼 昇降機課長 古屋 剛	一般財団法人 北海道建築指導センター	団体より推薦